

# 【個人別明細書記載要領】

給与支払報告書（個人別明細書）は、「給与所得の源泉徴収票」と記載要領が同じですので、国税庁の「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。お問合わせや、記載漏れ、誤りの多い以下の点につきましては、特にご注意ください。また、令和6年中に支払いがあった方全員が提出の対象となります。年の途中で退職された方や、パート・アルバイトの方についてもご提出ください。

①給与受給者の令和7年1月1日現在（退職者については退職時）の住所を正確に必ず記載してください。

③配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。

⑤（源泉・特別）控除対象配偶者が非居住者である場合は、○印をつけてください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合は、区分に応じて記載方法が異なりますので、区分等の詳細は、国税庁HPより手引をご参照ください。（参照：P8）

⑧該当する事項がある場合は、○印をつけてください。

7	給与支払報告書（個人別明細書）	鹿嶋市平井1234-56	1
給与		6,543,210	4,792,000
源泉徴収税額		75,200	3,317,345
配偶者控除額		380,000	
源泉・特別控除対象配偶者		○	
源泉・特別控除対象扶養親族		1	1
注1		前職：鹿嶋市平井1234-5 株式会社 鹿嶋建設 R5.3.31退職 支払金額：500,000円、徴収税額：0円、社会保険料：12,000円 源泉徴収所徴税減税控除額 120,000円 控除外額 0円	
注2		住宅借入金等特別控除額 300,000	
注3		16歳未満の扶養親族	
注4		退職・退職の有無	
注5		退職年月日	
注6		退職理由	
注7		退職後継続勤務先	
注8		退職後継続勤務先	
注9		退職後継続勤務先	
注10		退職後継続勤務先	
注11		退職後継続勤務先	
注12		退職後継続勤務先	
注13		退職後継続勤務先	
注14		退職後継続勤務先	
注15		退職後継続勤務先	
注16		退職後継続勤務先	
注17		退職後継続勤務先	
注18		退職後継続勤務先	
注19		退職後継続勤務先	
注20		退職後継続勤務先	
注21		退職後継続勤務先	
注22		退職後継続勤務先	
注23		退職後継続勤務先	
注24		退職後継続勤務先	
注25		退職後継続勤務先	
注26		退職後継続勤務先	
注27		退職後継続勤務先	
注28		退職後継続勤務先	
注29		退職後継続勤務先	
注30		退職後継続勤務先	
注31		退職後継続勤務先	
注32		退職後継続勤務先	
注33		退職後継続勤務先	
注34		退職後継続勤務先	
注35		退職後継続勤務先	
注36		退職後継続勤務先	
注37		退職後継続勤務先	
注38		退職後継続勤務先	
注39		退職後継続勤務先	
注40		退職後継続勤務先	
注41		退職後継続勤務先	
注42		退職後継続勤務先	
注43		退職後継続勤務先	
注44		退職後継続勤務先	
注45		退職後継続勤務先	
注46		退職後継続勤務先	
注47		退職後継続勤務先	
注48		退職後継続勤務先	
注49		退職後継続勤務先	
注50		退職後継続勤務先	
注51		退職後継続勤務先	
注52		退職後継続勤務先	
注53		退職後継続勤務先	
注54		退職後継続勤務先	
注55		退職後継続勤務先	
注56		退職後継続勤務先	
注57		退職後継続勤務先	
注58		退職後継続勤務先	
注59		退職後継続勤務先	
注60		退職後継続勤務先	
注61		退職後継続勤務先	
注62		退職後継続勤務先	
注63		退職後継続勤務先	
注64		退職後継続勤務先	
注65		退職後継続勤務先	
注66		退職後継続勤務先	
注67		退職後継続勤務先	
注68		退職後継続勤務先	
注69		退職後継続勤務先	
注70		退職後継続勤務先	
注71		退職後継続勤務先	
注72		退職後継続勤務先	
注73		退職後継続勤務先	
注74		退職後継続勤務先	
注75		退職後継続勤務先	
注76		退職後継続勤務先	
注77		退職後継続勤務先	
注78		退職後継続勤務先	
注79		退職後継続勤務先	
注80		退職後継続勤務先	
注81		退職後継続勤務先	
注82		退職後継続勤務先	
注83		退職後継続勤務先	
注84		退職後継続勤務先	
注85		退職後継続勤務先	
注86		退職後継続勤務先	
注87		退職後継続勤務先	
注88		退職後継続勤務先	
注89		退職後継続勤務先	
注90		退職後継続勤務先	
注91		退職後継続勤務先	
注92		退職後継続勤務先	
注93		退職後継続勤務先	
注94		退職後継続勤務先	
注95		退職後継続勤務先	
注96		退職後継続勤務先	
注97		退職後継続勤務先	
注98		退職後継続勤務先	
注99		退職後継続勤務先	
注100		退職後継続勤務先	

②16歳未満（平成21年1月2日以後生まれ）の扶養親族の人数を記載してください。

④（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のうち、非居住者の人数を記載してください。

⑥定額減税に関する情報を記載します。必ず【別紙】定額減税を参照してください。

⑦所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

⑨「就職・退職」のいずれかに○をつけ、年月日を記載し、同年中に就職・退職がある場合は2段書きしてください。

⑩給与支払者の名称および連絡先は必ず記載

## ※注1 摘要欄について

・支払金額に前職分を含む場合、前職の所在地・名称、退職年月日、支払金額、源泉徴収税額、社会保険料を必ず記載してください。（記載がない場合、他の支払者の給与を含まないものとして取り扱います。）  
・普通徴収に切り替える受給者には、切替理由符号（普A～普F）を記載してください。

## ※注2 住宅借入金等特別控除について

給与所得者より提出された「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をもとに、住宅借入金等特別控除額の適用数、控除可能額、居住開始年月日、区分、年末残高を記載してください。※書き方の詳細は手引をご参照ください。

～ お問い合わせ・送付先 ～

◎扶養対象親族について  
扶養控除の対象となる扶養親族等は、令和6年12月31日時点の現況によります。

〒314-8655  
茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1  
鹿嶋市役所 税務課 市民税係  
☎0299-82-2911(内線261～263)

個人別明細書の詳しい作成方法は、国税庁HP「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

